

新発田市内で商工業を営んでいる方へ

## マル経資金(小企業等経営改善資金)

(ご利用には一定の要件がございます)

**1,000万円以内**

返済期間 運転資金5年以内  
設備資金7年以内(うち措置6ヶ月以内)  
貸付利率 固定2.15%(平成20年11月13日現在)  
担保・保証人 不要

## 国の事業ローン(普通貸付)

**ご融資額 4,800万円以内**  
**長期・低利で使い道いろいろ**

返済期間 運転資金5年以内(うち措置1年以内)  
設備資金10年以内(うち措置2年以内)  
貸付利率 固定2.45%(平成20年11月13日現在)  
担保・保証人 ご希望により相談させていただきます

## 「国の教育ローン」のご案内

合格発表の前でもお申し込みができますので、  
お早めのご相談をお待ちしております

ご利用いただける方	高校・短大・大学・大学院・専門学校・各種学校などに入学・在学される方の保護者
年取の制限について	世帯の年間収入(所得)が下表の金額以内の方 子どもの人数(注) 給付所得者(事業所得者) 1人 790万円(590万円) 2人 890万円(880万円) 3人 990万円(770万円) 4人 1,090万円(860万円) 5人 1,190万円(960万円) (注)「子どもの人数」とは、お申込んだ だけの方が扶養しているお子さまの人数 をいいます。年齢、就学の有無を 問いません。
ご融資額	学生・生徒お一人につき200万円以内(200 万円以内で、重複して利用できません。)
ご返済期間	10年以内(母子家庭の方は、11年以内)
据置期間	在学期間内で元金のご返済を滞ることが出来 ます。(ただし、ご返済期間に含まれます。)
保証	(財)教育資金融資保証基金または保証人
ご返済方法	毎月元利均等返済(ボーナス月増額返済も 出来ます。)
利率 (平成20年11 月13日現在)	年2.45%(固定金利。貸付から最終回まで 同じ利率です。)

新発田商工会議所 TEL22-2757まで

## 「容器」や「包装」を使って商品を売ったり、「容器」をつくっているみなさんへ あなたの役割を果たしていますか?

関わっている事業は?

容器・包装を利用する中身メーカー

●食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品などの製造者

小売・卸売業者

●商品を販売する際に容器や包装を利用する方々

学校法人、宗教法人、テイクアウトができる飲食店など

容器の製造業者

●びん、PETボトル、紙箱、袋などの製造者

輸入業者

●容器の輸入、容器や包装が付いた商品の輸入、輸入後に容器や包装を付ける場合、など



事業規模は?

製造業等

売上高2億4,000万円超または従業員21人以上

商業、サービス業

売上高7,000万円超または従業員6人以上

容器包装の素材は?

ガラス

PETボトル

紙

プラスチック

【リサイクル(再商品化)の義務】を負う可能性があります

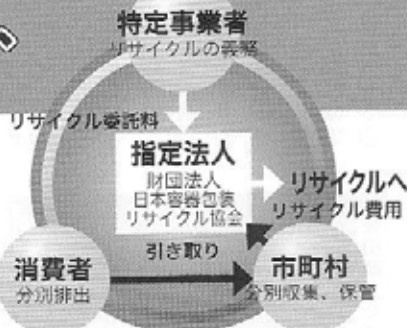
## リサイクル費用の負担が、 事業者の役割です

消費者、市町村、事業者すべての人々が連携しつつ、それぞれの役割を分担する—

それが「容器包装リサイクル法」の基本理念です。事業者の役割は、【リサイクル(再商品化)の義務】。リサイクル費用を負担することで、その義務を果たすことができます。リサイクルの委託契約は、指定法人である財団法人日本容器包装リサイクル協会が、受け付けています。

※「容器包装リサイクル法」では、義務対象の事業者を「特定事業者」といいます。  
※義務を怠ると、罰則規定が適用されます。

家庭から出るごみの約60%を、容器・包装ごみが占めています(環境省)。ごみを資源に転じさせ、未来の地球を守るために、平成7年6月「容器包装リサイクル法」が公布(9年4月本格施行、18年6月改正)されました。



財団法人  
日本容器包装リサイクル協会  
http://www.jcpra.or.jp/  
コールセンター TEL.03-5251-4870